

お客さま各位

高鍋信用金庫

「未利用口座管理手数料」のご案内

当金庫では令和5年4月1日より、2年以上ご利用の無い口座に対しまして、未利用口座管理手数料を適用いたします。同手数料詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

《未利用口座管理手数料詳細》

1. 未利用口座となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（該当預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（担保設定のない総合口座通帳含む）を未利用口座としてお取り扱いいたします。日常の入出金や口座振替等でお取引をされている普通預金口座（担保設定のない総合口座通帳含む）が対象となることはございません。

2. 未利用口座管理手数料

- (1) 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に当金庫にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。
- (2) ご連絡を差し上げてから一定期間（約3ヵ月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（税込）の手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）
- (3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外といたします。（手数料の引落しはございません）
  - ① 該当未利用口座の残高が1万円以上ある場合
  - ② 同一支店で融資取引がある場合
  - ③ 同一支店で他の金融資産（定期性取引、投資信託等）の取引がある場合※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。

3. 自動解約

- (1) お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。また、手数料引落日に残高が0円である口座につきましても、同様に解約いたします。
- (2) なお、一部ご負担いただきました未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。  
※ 口座を自動解約させていただきました後の、お客さまのお手続きはございません。

4. 未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ

- (1) 未利用口座管理手数料引落しの対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。
- (2) このご案内以降、ご入金またはお支払いのお取引をいただくか、当該口座ご利用の予定が無い場合は、ご解約されることをお勧めいたします。  
※ ご案内を差し上げて一定期間（約3ヵ月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。

(3) ご連絡を差し上げてから一定期間(約3ヵ月)経過後も、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをいたします。

※ 送付した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものといたします。

※ 未利用口座管理手数料の取り扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

## 5. 「未利用口座管理手数料」に関する「普通預金規定(普通預金無利息型を含む)」の改定内容

### 《改定前》

#### 12.【手数料の取扱い】

##### (1) 未利用口座管理手数料

- ① 令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座(定期預金の担保設定がない総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。)は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。

### 《改定後》

#### 12.【手数料の取扱い】

##### (1) 未利用口座管理手数料

- ① 令和5年4月1日より、普通預金口座(定期預金の担保設定がない総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。)は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。

※改定日：令和4年3月1日

まごころのおつきあい



高鍋信用金庫